

岩手県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 宮古岩泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市崎山第7地割100番1地先内	新	m 10.8～5.4	m 55.5
	旧	7.9～5.2	55.5
宮古市崎山第8地割179番1地先から182番4地先まで	新	24.2～11.4	88.0
	旧	19.4～11.2	88.0
宮古市崎山第8地割182番4地先内	新	24.4～9.7	156.8
	旧	24.4～9.4	156.8
宮古市崎山第5地割218番4地先から218番7地先まで	新	25.9～9.0	204.7
	旧	18.0～8.6	204.7
宮古市田代第2地割48番3地先内	新	11.8～6.1	61.6
	旧	8.1～5.7	61.6
宮古市田代第2地割48番3地先から54番1地先まで	新	50.3～30.5	26.8
	旧	7.0～6.8	26.8
宮古市田代第3地割66番地先内	新	19.8～6.5	56.4
	旧	12.2～6.5	56.4
宮古市田代第3地割107番2地先内	新	31.2～7.6	71.5
	旧	26.4～5.6	71.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 岩泉平井賀普代線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村島越295番1地先から45番2地先まで	新	A 31.8~7.0 m	m 267.6
		B 31.8~15.6	72.0
	旧	A 31.8~7.0	267.6
		B 31.8~15.6	72.0
		C 4.5	66.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 折壁大原線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町大原字下一ノ通50番1地先から字八幡館43番19地先まで	新	A 11.5~6.8 m	m 347.0
		B 57.0~10.0	348.0
		C 50.5~13.6	1,167.5
一関市大東町大原字七切422番2地先から字上一ノ通47番地先まで			
一関市大東町大原字下一ノ通50番1地先から字八幡館43番19地先まで	旧	A 11.5~6.8	347.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 342号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字須川岳国有林237林班い2小班地先から238林班と5小班地先まで	新	m 51.7~6.8	m 849.0

	旧	50.7~6.8	849.0
一関市巖美町字須川岳国有林237林班い2小班地先から236林班と3小班地先まで	新	61.7~5.5	701.4
	旧	28.4~5.5	701.4
一関市巖美町字須川岳国有林236林班そ小班地先からへ小班地先まで	新	A	302.1
		B	
	旧	A	302.1
一関市巖美町字須川岳国有林236林班い1小班地先内	新	78.0~47.4	119.9
	旧	61.2~44.0	119.9

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 455号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
下閉伊郡岩泉町二升石字西野65番13地先内	新	m 40.8~17.6	m 80.0
	旧	40.8~17.6	80.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで